

(別添)

秋田県女性技術者登用モデル工事实施要綱の改正について

1 改正理由

農林水産部を含む他部の工事における女性の登用を推進するための改正

2 改正概要

- (1) 第2条の対象工事の定義から『建設部』を削除。
- (2) 第3条の実施要件を修正。
- (3) 別紙6 総合評価用工事別発注概要書A・Bのその他の事項を追加。
- (4) 別紙7 特記仕様書及び現場説明書の内容を修正。

3 適用期日

令和2年4月1日以降に入札公告等を行う工事より適用する。